

愛媛県 新型コロナウイルス感染症対策 慰労金・支援金の実績報告について

実績報告の提出期限は**令和3年3月31日(水)**です

愛媛県では、介護・障害福祉サービス事業所・施設などの職員の方に慰労金の給付を行うほか、医療機関、事業所、施設等に対して、感染症の対策に係る支援金を交付しています。慰労金・支援金を交付された医療機関、事業所、施設等は3月末までに事業完了した上で実績報告書を提出する必要があります。

実績報告

忘れず
報告してね



事業完了後、速やかに提出をお願いします。

最終提出期限：**令和3年3月31日(水)【厳守】**

※期限までに提出がない場合は慰労金・支援金を全額返還していただく場合がございます。

(慰労金を個人申請された方及び医療支援金を「精算申請」された医療機関等を除く)

詳しくは愛媛県ホームページをご覧ください

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業（慰労金・支援金）について（愛媛県ホームページ）

愛媛県慰労金・支援金

検索

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid-19sienkin.html>



お問い合わせ

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金コールセンター

TEL 089-909-3843

※平日9:00~17:00(土日祝日を除く)

実績報告にあたっての留意事項

- 事業完了（物品等を購入する場合は納品・支払完了）後、速やかに実績報告書を提出してください。実績報告書は令和3年3月31日（水）（必着）までに提出をお願いします。
- 実績報告書は証憑書類を添付の上、下記事務センターに紙で提出してください。
〒790-8799 松山中央郵便局留
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金事務センター宛
- 証憑書類は、A4版の用紙にコピーして、写しを提出してください。
- 証憑書類については、実績報告書の記載内容と齟齬がないか確認した上で、各証憑への照合番号記載、番号順の証憑添付、証憑一覧の作成など、みやすい形に整えて提出してください。（詳細は県ホームページをご覧ください。）
- 証憑書類について、口座振込で領収書が徴収できない場合や購入内容の記載がない場合は、通帳のコピーと納品書のコピーを組み合わせるなどして提出してください。
また、請求書や納品書のみを提出されているケースが見受けられますが、支払を行ったことがわかる書類（領収書や通帳の写し等）の提出も必要です。
- 支援金の対象経費は、令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に納品及び支出されたものになります。
- 実績が交付決定額を上回ったとしても増額はできません。
- 申請者は交付要綱に基づいて、事業完了後も本事業にかかる関係書類を保管する義務があります。

実績報告書提出後の流れについて

県への返納金がある場合

県から額**の確定通知書**と**納入通知書**を送付します。
到着後、速やかに返納金を納入してください。
納入を県が確認できましたら、事業完了となります。

県への返納金がない場合

県から額**の確定通知書**を送付します。
この額の確定通知をもって、事業完了となります。